

2020 物流 TDM 実行協議会 契約案件について

1 令和元年度追加契約

(1) 物流 TDM 啓発用周知物の作成業務委託

ア 目的

物流 TDM の周知において、取組を記載したノベルティを制作し、中小企業や商店街との関係の強い組織・団体を通じてチラシ等とあわせて配布することで、中小企業や商店が物流 TDM に関心を持つ契機とし、周知効果を高める。

イ 業務内容

- ① 物流 TDM 周知用ノベルティの制作
- ② 制作物の配布

ウ 契約方法

少額随意契約（予定価格 100 万未満による複数見積り合せ）で最大 3 件程度発注

(2) 契約までのスケジュール（予定）

- 3 月 10 日（火） ・ 協議会（書面開催）
- 1 1 日（水） ・ 協議会回答集約
・ 見積り徴取
- 1 7 日（火）頃 ・ 見積りの最安業者と契約

2 令和 2 年度契約

(1) 2020 物流 TDM 実行協議会事業に係る運営業務委託

ア 目的

物流 TDM の戦略的な事業運営計画を組み立て、あらゆる業種・サプライチェーンの全ての事業者への周知と理解促進を図る取組を、互いに連携させて一体的な物流 TDM として効果的に実施することで、協議会の円滑な事業運営を行う。

イ 業務内容

- ① 物流 TDM 対策の企画
 - 1) 令和 2 年度実施計画の策定
 - 2) 周知範囲・対策実施範囲の検討・実施準備
 - 3) 物流 TDM 対策の実施手法の検討・実施準備
 - 4) 物流 TDM 対策の効果検証
 - 5) 報告書の作成
- ② 事務局機能の運営
 - 1) ホームページや個別相談に係るシステムの管理・更新
 - 2) オペレーターの設置・対応
 - 3) 協議会としての事務局活動
 - 4) 物流 TDM 対策の連携・調整及び管理

事業企画・
事務局機能の運営

③ 中小企業等への周知

- 1) 戦略的な周知計画の検討及び準備
- 2) 4月後半頃から6月上旬頃の広報周知
 - (a) 東京圏全域への周知
 - (b) 中小企業等との関係者と連携した周知
 - (c) 商店街における重点的なプロモーション
- 3) 6月後半頃から7月上旬頃及び8月中旬頃の広報周知
- 4) その他啓発グッズの作成及び保管・処理

④ 中小企業等への理解・対策促進

- 1) 理解・対策促進のための準備
- 2) 専門コンサルタントによる個別相談
- 3) 専門コンサルタントによる個別訪問
- 4) 社会保険労務士等による個別説明

物流 TDM 対策の実施

ウ 契約方法

希望制指名競争入札（総合評価方式）

エ その他

- ・令和元年度契約は年度契約のため本年3月31日で終了
- ・今回発注する契約は、令和2年度東京都歳入歳出予算が令和2年3月31日までに東京都議会で可決された場合において、令和2年4月1日に確定させる。
- ・各取組を連携させ、一体的に事業展開させるために、令和2年度は一括発注とする。
(応募要件：物流に関する業務実績があること。加え、東京都競争入札参加資格 営業種目 123「都市計画・交通等計画業務」に登録があり、「A」の等級に格付けされていること。)
- ・複数会社による共同企業体で応募することも可能とする。

(2) 契約までのスケジュール（予定）

- | | |
|----------|-------------------------------|
| 3月10日(火) | ・協議会（書面開催） |
| 11日(水) | ・協議会回答集約
・発注前審査委員会
・公募 |
| 16日(月) | ・応募締め切り
・業者等選定委員会
・指名通知 |
| 23～24日 | ・質問・回答 |
| 27日(金) | ・技術提案書提出期限・入札締め切り |
| 30日(月) | ・技術審査委員会 |
| 4月1日(火) | ・契約締結 |